

裁 決 書

審査請求人 X

処分庁 葛飾区長

審査請求人が令和8年4月13日付けで提起した処分庁による令和8年4月6日付け公文書公開拒否決定（8 葛福障第43号。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和8年3月27日付けで、葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により以下の公文書（以下、併せて「本件公文書」という。）の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

- (1) 請求対象期間 令和7年11月8日から令和8年3月27日まで
- (2) 請求内容 放課後等デイサービスAに関する対応について、上記期間内に葛飾区が作成または取得した、文書一式。詳細は以下のとおり。

ア 調査・指導等に関する文書

- (ア) 令和7年12月17日に実施した聞き取りに関する記録（復命書、記録メモ等を含む）
- (イ) 当該事業所に対する指導または助言の内容が分かる文書

イ 改善報告書に関する文書

(ア) 事業所から提出された改善報告書（全文）

(イ) 当該報告書の受理、確認、評価、修正指示等に関する文書

ウ 利用停止に関する文書

(ア) 利用停止措置について区が把握、検討または判断した内容が分かる文書

(イ) 当該事業所とのやり取りに関する記録（メール、報告、メモ等を含む）

エ 内部検討に関する文書

本件対応に関して職員間で行われた協議、検討の内容が分かる文書（メール、メモ、復命書、決裁文書等を含む）

オ その他

上記各項目に関連し、当該期間内に作成または取得された一切の関連文書

- 2 処分庁は、令和8年4月6日付けで、本件公文書のうち前項第2号ウについては、当該情報の存否を答えるだけで個人と区の相談内容を公開することになるため、条例第10条の3に基づき、情報の存否を明らかにしないで本件請求を拒否することを決定し、公文書公開拒否通知書により本件処分を審査請求人に通知した。
- 3 処分庁は、同日付けで、本件公文書のうち第1項第2号ウを除く公文書のうち、当該事業所の従業員の氏名については、個人に関する情報で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるため、条例第9条第2号に基づき公開することができないものとし、その余については、公開することを決定し（以下「関連処分」という。）、公文書一部公開決定通知書により関連処分を審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和8年4月13日付けで、本件処分を不服として、本件審査請求を申し立てた。
- 5 処分庁は、令和8年5月19日付けで、本件処分及び関連処分を取り消し、本件公文書のうち、メール本文中の個人の氏名、送信者メールアドレス、関係者メールアドレス、事業者のメールアドレス及びその他個人を識別することができる情報を除き公開することを決定し、同日、「公文書一部公開決定通知書及び公文書公開拒否決定通知書による処分の取消しについて（通知）」及び公文書一部公開決定通知書（8葛福障第215号）により審査請求人に通知した。

審査請求人の主張の概要

処分庁は、当該情報の存否を答えるだけで個人と区の相談内容を公開することになるため公開を拒否したが、処分庁は既に当該情報が存在することを示しており、存否を応答しても個人の権利を侵害しない。

理 由

1 本件審査請求の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を適法にし得るためには、当該審査請求をした者の請求が認容された場合に当該審査請求をした者の権利利益が客観的にみて回復可能でなければならない。すなわち、当該審査請求をする法律上の利益が必要である（最高裁昭和53年3月14日民集32巻2号211頁）。

本件処分は、令和8年5月19日に取り消されているのであるから、本件審査請求はこれにより法律上の利益を失っている。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年7月23日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。